

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会
(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)
令和8年2月12日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 1件

国民年金関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第2500489号
厚生局事案番号 : 関東信越(国)第2500025号

第1 結論

昭和55年*月から昭和58年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和35年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和55年*月から昭和58年3月まで
請求期間について、父から、当時学生だった私のために国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付したと聞いたが保険料の納付記録が確認できないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間当時、住民登録をしていた市町村で初めて国民年金の加入手続を行った場合には、被保険者に固有の管理番号である国民年金手帳記号番号(以下「国民年金番号」という。)が新規に付番される払出事務が行われていたところ、請求者が所持する年金手帳の国民年金番号は、国民年金の加入手続を行った者の氏名等が記載される国民年金手帳記号番号払出簿及び請求者の所持する年金手帳により、平成5年11月19日にA県B市において払い出され、同年9月1日付けで国民年金の第1号被保険者資格を取得していることが確認できる。

また、請求者の請求期間に係る国民年金保険料が納付されるためには、請求者に別の国民年金番号が払い出されている必要があるところ、請求者に係る戸籍の附票により、請求期間において住民登録をしていたことが確認できるA県C市及び請求者が請求期間に居住していた旨陳述するD県E市に係る国民年金手帳記号番号払出簿を確認したが、請求者の氏名はない上、社会保険オンラインシステム及び年金情報総合管理・照合システムにより氏名検索を行ったが、請求者に別の国民年金番号が払い出された形跡はないことから、請求期間において、請求者は国民年金に加入しておらず、保険料を納付することはできない。

さらに、請求者が請求期間に係る国民年金の加入手続及び保険料納付について話を聞いた父親は亡くなっており、母親も当時の状況を記憶していないことから、請求期間当時の加入手続及び保険料納付の具体的な状況について確認することができない上、請求者は加入手続や保険料納付を示す資料や年金手帳を受け取っていない旨陳述している。

加えて、A県C市及びD県E市は、請求者の請求期間に係る国民年金の加入及び保険料の納付等について、保存期限経過により当時の資料が残されていないため不明である旨回答している。

このほか、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、当該期間の保険料が納付されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。